

障がい福祉に関する手当・制度の手続きはお済みですか？

① 特別障害者手当

対象 20歳以上で身体または精神の重度障がいにより、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方（重度の心身障がいが重複する方、およびそれと同程度以上と認められる方）

※次の場合は、手当を受け取ることができません。

- 施設に入所しているとき
- 3カ月以上継続して病院または診療所に入院しているとき

※障がい者本人、配偶者、扶養義務者の所得により、支給停止となる場合があります。

手当の額 月額2万6440円

（2・5・8・11月の年4回に3カ月分がまとめて支払われます）

② 障害児福祉手当

対象 20歳未満で、おおむね次に該当する方

● 身体障害者手帳1級および2級の一部の方

● 知的障がい④相当の方

● 精神障がい、血液疾患、肝臓疾患などで、前述の2つと同程度の障がいを有する方

※次の場合は、手当を受け取ることができません。

● 施設に入所しているとき

※障がい者本人、配偶者、扶養義務者の所得により、支給停止となる場合があります。

手当の額 月額1万4380円

（2・5・8・11月の年4回に3カ月分がまとめて支払われます）

現況届を忘れずに！

①特別障害者手当、②障害児福祉手当、経過措置による福祉手当を受給している方は、8月以降の受給資格審査のため、8月31日^{〇〇}までに現況届の提出が必要となります。

※受給者には、別途通知でお知らせします。

③ 在宅重度心身障害者手当

対象 身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳④・Aの方（所得制限あり）

※次の場合は、手当を受けることができません。

● 施設に入所しているとき

● 特別障害者手当、障害児福祉手当および経過措置による福祉手当を受給しているとき

手当の額 月額5000円

（9・3月の年2回、6カ月分がまとめて支払われます）

④ 重度心身障害者医療費助成制度

対象 身体障害者手帳1・2・3級の方、療育手帳④、A、Bの方、65歳以上で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障がいにある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

助成内容 病院などで診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額（付加給付・高額療養費・公費負担分を除く）を助成します。

⑤ 障害者扶養共済制度

制度の概要 障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金（加入時の年齢により異なる）を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあった場合に、障がいのある方に一定額の

年金（加入人数により、月額2万円または4万円）が支給されます。

加入要件 障がいのある方を現に扶養している保護者（父母・配偶者・兄弟・姉妹・祖父母・そのほかの親族など）で、埼玉県内に住所があり、年齢が65歳未満で生命保険契約の対象となる健康状態にある方

彩の国ふれあいピック秋季大会 参加者募集

回 10月25日(日)午前9時～午後3時

場 熊谷スポーツ文化公園

対 平成21年4月1日現在、中学生以上で、身体・知的・精神に障がいのある方。ただし種目によっては、小学5年生から参加できます。

内 陸上競技、フライングディスク、レクリエーションダンスなど

※詳細は県障害者スポーツ協会ホームページをご覧ください。

http://www.3point.jp/enjoysports/index.html

申 8月26日(木)までに社会福祉課へ。

問 社会福祉課 ☎ 982・9530、FAX 982・5513